

第 2 章

図 書

2.0 通 則

- 2.0.1 記述の範囲
- 2.0.2 記述の対象とその書誌レベル
- 2.0.3 記述の情報源
- 2.0.4 記述すべき書誌的事項とその記録順序
- 2.0.5 記述の精粗
- 2.0.6 記録の方法

2.1 タイトルと責任表示に関する事項

- 2.1.1 本タイトル
- 2.1.2 資料種別
- 2.1.3 並列タイトル
- 2.1.4 タイトル関連情報
- 2.1.5 責任表示

2.2 版に関する事項

- 2.2.1 版表示
- 2.2.2 特定の版にのみ関係する責任表示
- 2.2.3 付加的版表示
- 2.2.4 付加的版にのみ関係する責任表示

2.3 資料(または刊行方式)の特性に関する事項

2.4 出版・頒布等に関する事項

- 2.4.1 出版地, 頒布地等
- 2.4.2 出版者, 頒布者等
- 2.4.3 出版年, 頒布年等
- 2.4.4 製作項目(製作(印刷)地, 製作(印刷)者, 製作(印刷)年)

2.5 形態に関する事項

- 2.5.1 ページ数, 図版数等

- 2.5.2 挿図, 肖像, 地図等

- 2.5.3 大きさ

- 2.5.4 付属資料

2.6 シリーズに関する事項

- 2.6.1 本シリーズ名

- 2.6.2 並列シリーズ名

- 2.6.3 シリーズ名関連情報

- 2.6.4 シリーズに関係する責任表示

- 2.6.5 シリーズの ISSN (任意規定)

- 2.6.6 シリーズ番号

- 2.6.7 下位シリーズの書誌的事項

2.7 注記に関する事項

- 2.7.1 注記

- 2.7.2 記録の方法

- 2.7.3 注記の種類(和古書, 漢籍を除く)

- 2.7.4 注記の種類(和古書, 漢籍)

2.8 ISBN, 入手条件に関する事項

- 2.8.1 ISBN

- 2.8.3 入手条件・定価(任意規定)

2.0 通 則

この章では、図書の記述について規定する。主として日本語で書かれた資料を対象とするが、洋書にも適用できる。また、和古書、漢籍に特有の規定については、その条項あるいは条項内の関連する箇所に「(古)」と付し区別した。写本、手稿等は第3章、点字資料は第11章、マイクロ資料は第12章、継続資料は第13章を見よ。

2.0.1 記述の範囲

ある図書を他の図書から同定識別する第1の要素はタイトルである。しかし、同一タイトルの他の図書から、あるいは同一著作の他の版から、その図書を同定識別するためには、責任表示、版次、出版・頒布等に関する事項、形態に関する事項、シリーズに関する事項等も記録しておく必要がある。また、その図書の付属資料や内容細目なども記録することがある。

2.0.2 記述の対象とその書誌レベル

2.0.2.1 (記述の対象) 原則として、単行書を記述の対象とする。単行書は、固有のタイトルを有する単独に刊行された図書であり、次にあげるものを含む。

- ア) 本タイトルが共通タイトルと部編や付録などの従属タイトルからなるもの
- イ) 形態的に2冊以上からなっているが、その各冊に固有のタイトルのないもの
- ウ) 本体と、形態的に独立しているが、固有のタイトルのない付録、補遺などからなるもの
- エ) セットものの一部をなしているもの
- オ) シリーズの一部をなしているもの
- カ) 継続資料の一部をなしているもの(固有のタイトルをもつ別冊等)
- キ) 合刻本(2.1.1.2D参照)

2.0.2.1A 個々の図書のほかに、グループ全体に固有のタイトルがある単行書の集合(セットもの、出版社シリーズ等)を記述の対象とすることができる。これらには次にあげるものを含む。

- ア) 固有のタイトルがある付録などと組み合わせて刊行されたもの
- イ) 図書が主体となった複合媒体資料

2.0.2.1B 固有のタイトルがあり、形態的に独立していない著作等(構成部分)を記述の対象とすることができる。

2.0.2.1C (古) 和古書、漢籍については、個別資料ごとに別の記述を作成する。

2.0.2.2 (記録の書誌レベル) 記述の対象に応じて、次に示す書誌レベルの記録を作成する。

記述対象	記録の書誌レベル
単行書	単行レベル
単行書の集合	集合レベル
構成部分	構成レベル

2.0.2.2別法 必要ならば，図書の1冊ずつを記述対象とする物理単位の記録を作成する。

(1.10参照)

2.0.2.3(単行レベルの記録) 単行書を記述の対象とするときは，単行単位を記述の本体とする書誌的記録を作成する。その記録は，単行単位，集合単位または継続刊行単位，構成単位の順とする。集合単位または継続刊行単位はシリーズに関する事項，構成単位は内容細目として記録する。

2.0.2.3任意規定 単行書のなかに2以上の著作が含まれているときは，それぞれの著作を記述の本体とする書誌的記録を作成する。

2.0.2.3A 複数の集合単位もしくは構成単位があるときは，書誌階層において上位レベルのものから順次記録する。

2.0.2.3B 単行レベルの記録の記載(出力)様式については，第 部の記述付則1に示す。

2.0.2.4(集合レベルの記録) セットもの等を記述の対象とするときは，集合単位を記述の本体とする書誌的記録を作成する。その記録は，集合単位，単行単位，構成単位の順とする。

2.0.2.4A 記述の本体とした集合単位より上位レベルの集合単位があるときは，記述の本体とした集合単位のとに，上位レベルのものから順次，シリーズに関する事項として記録する。

2.0.2.4B 集合レベルの記録の記載(出力)様式については，第 部の記述付則1に示す。

2.0.2.5(構成レベルの記録) 構成部分を記述の対象とするときは，それぞれの構成単位を記述の本体とする書誌的記録を作成する。その記録は，構成単位，単行単位，集合単位の順とする。

2.0.2.5A 複数の集合単位があるときは，書誌階層において下位レベルのものから順次記録する。

2.0.2.5B 構成レベルの記録の記載(出力)様式については，第 部の記述付則1に示す。

2.0.3 記述の情報源

2.0.3.1(記述の情報源) 記述のよりどころとする情報源は，図書を構成する各部分に基づいて，次の優先順位とする。

ア) 標題紙(標題紙裏を含む)，奥付，背，表紙

イ) 図書本体のア)以外の部分

ウ) カバー，箱等

エ) その図書以外の情報源

2.0.3.1A 標題紙がない場合には，図書中にもっとも詳しい書誌情報が示されている情報源を標題紙に代わるものとみなす。

2.0.3.1B 複製本はその原本ではなく，複製本自体を情報源とする。

2.0.3.1C(古) 和古書，漢籍については，記述のよりどころとする情報源は，次の優先順位

とする。

ア) 記述対象本体

イ) 箱・帙等の容器

ウ) その記述対象以外の情報源

2.0.3.2 (各書誌的事項の情報源) 各書誌的事項の情報源は、次のとおりとする。

ア) タイトルと責任表示……標題紙(標題紙裏を含む)、奥付、背、表紙

イ) 版……標題紙(標題紙裏を含む)、奥付、背、表紙

ウ) 出版・頒布等……標題紙(標題紙裏を含む)、奥付、背、表紙

エ) 形態……その図書から

オ) シリーズ……その図書から

カ) 注記……どこからでもよい

キ) ISBN, 入手条件・定価……どこからでもよい

2.0.3.2A (古) 和古書, 漢籍については、各書誌的事項の情報源は、次のとおりとする。情報源の選択に当たっては、時代、ジャンルあるいは造本等の事情を考慮する。

ア) タイトルと責任表示

(1) 巻頭, 題簽, 外題

(2) 目首, 自序, 自跋, 巻末

(3) 刊記, 奥書, 見返し, 扉, 版心, 小口書, 著者・編者以外の序跋, 識語等

イ) 版……刊記, 奥書, 見返し, 扉, 序, 跋, 識語等

ウ) 出版・頒布等……刊記, 奥書, 見返し, 扉, 序, 跋, 識語等

エ) 形態……その記述対象から

オ) シリーズ……その記述対象から

カ) 注記……どこからでもよい

タイトルについて、巻頭以外を情報源とした場合は、その情報源を注記する。(2.7.4.1

ア) 参照)

識語及び後に加えられた書入れを情報源とした場合は、その旨を注記する。その他のものを情報源とした場合も情報源を注記することができる。

2.0.3.2B 記述対象とする図書によるべき情報源がない場合は、参考資料をはじめとして、可能な限りの情報源を調査して、必要な書誌的事項に関する情報を入手し、これを記録する。

2.0.3.2C 所定の情報源以外から得た書誌的事項は、補記の事実を示すため角がっこに入れて記録する。必要があるときは、注記等で情報の出典を示す。

2.0.4 記述すべき書誌的事項とその記録順序

記述すべき書誌的事項とその記録順序は、次のとおりとする。

ア) タイトルと責任表示に関する事項

- (1) 本タイトル
- (2) 資料種別（使用しない）
- (3) 並列タイトル
- (4) タイトル関連情報
- (5) 責任表示

イ) 版に関する事項

- (1) 版表示
- (2) 特定の版にのみ関係する責任表示
- (3) 付加的版表示
- (4) 付加的版にのみ関係する責任表示

ウ) 資料（または刊行方式）の特性に関する事項（使用しない）

エ) 出版・頒布等に関する事項

- (1) 出版地，頒布地等
- (2) 出版者，頒布者等
- (3) 出版年，頒布年等
- (4) 製作項目（製作（印刷）地，製作（印刷）者，製作（印刷）年）

オ) 形態に関する事項

- (1) ページ数，図版数等
- (2) 挿図，肖像，地図等
- (3) 大きさ
- (4) 付属資料

カ) シリーズに関する事項

- (1) 本シリーズ名
- (2) 並列シリーズ名
- (3) シリーズ名関連情報
- (4) シリーズに關係する責任表示
- (5) シリーズの ISSN（任意規定による事項）
- (6) シリーズ番号
- (7) 下位シリーズの書誌的事項

キ) 注記に関する事項

ク) ISBN，入手条件に関する事項

- (1) ISBN
- (2) 入手条件・定価（任意規定による事項）

2.0.4.1（2言語以上の同一書誌的事項） 同一書誌的事項が2言語（文字）以上で表示されている場合，並列タイトルと並列シリーズ名およびそれらのタイトル関連情報のみを記録

し、その他の書誌的事項は本タイトルまたは本文の言語と一致するものを記録する。

2.0.5 記述の精粗

以下に、記述の精粗について、必須、標準、詳細の別による3水準を示す。それぞれの図書館は、その実情に応じて、これらに若干の書誌的事項を加えることができる。

ア) 第1水準 必須の書誌的事項

本タイトル / 最初の責任表示 . 版表示 . 出版者または頒布者等 ,
出版年または頒布年等 . ページ数 . (本シリーズ名)

イ) 第2水準 標準の書誌的事項

本タイトル : タイトル関連情報 / 責任表示 . 版表示 / 特定の
版にのみ関係する責任表示 . 出版地または頒布地等 : 出版者または頒
布者等 , 出版年または頒布年等 . ページ数 (図版数) 等 : 挿図等
; 大きさ + 付属資料 . (本シリーズ名 / シリーズに関する責
任表示 , シリーズの ISSN ; シリーズ番号 . 下位シリーズの書誌的事項) .
注記 . ISBN

ウ) 第3水準 この章において規定するすべての書誌的事項

2.0.6 記録の方法

2.0.6.1 (転記の原則) 図書を記述するとき、次の書誌的事項は、原則としてその図書に表示されているままに記録する。ただし、特に別途規定されている場合を除く。

ア) タイトルと責任表示に関する事項 (注記する場合もある)

イ) 版に関する事項

ウ) 出版・頒布等に関する事項

エ) シリーズに関する事項

2.0.6.1A 洋書を記述する場合、タイトルと責任表示に関する事項以外は、その言語と一致した略語 (付録2参照) を使用する。タイトルと責任表示にはいかなる場合 (例: 注記するとき) でも略語を使用しない。また、次に示す略語は、言語にかかわらず、ローマ字を用いる言語による記述すべてに使用する。ローマ字以外の言語では、これらに相当する略語を用いる。

et al. = ほか

s.l. = 出版地不明

s.n. = 出版者不明

2.0.6.2 (目録用の言語・文字) 形態に関する事項や注記に関する事項などにおいては、特に記述対象から転記する必要がある事項以外、原則として日本語によって記録する。

2.0.6.2別法 洋書を記述する場合、形態に関する事項や注記に関する事項などにおいては、目録用の言語として英語を用いる。

2.0.6.3(文字の転記) 漢字は、原則として所定の情報源に使用されている字体で記録する。

楷書以外の書体は楷書体に改める。かなはそのまま記録するが、変体がなは平がなに改める。ローマ字，キリル文字等，外国の文字も，原則としてそのまま記録するが，大文字の使用法およびISBD区切り記号以外の句読点の使用法は，当該言語の慣行に従う。また，文字の大小の表示は再現せず，全部同一の大きさの文字で記録する。

(古)和古書については，変体がなの母体となっている漢字(字母)を注記することができる。

となみ山

(注記「巻頭書名表示は「刀奈美山」」)

2.0.6.3別法1 常用漢字表に収録されている漢字は，常用漢字表にある字体を使用する。

2.0.6.3別法2 洋書を記述する場合，ローマ字しか再現できない印刷方法，文字コード表などを用いるときは，ローマ字以外の文字をローマ字化する。

2.0.6.3A(古) 和古書，漢籍については，破損その他の理由で判読できない文字は白四角()を用い，該当文字数を並べる。字数も不明のときは，「 . . . 」とする。推定した文字については，角がっこ([])に入れて補記する。

伊勢物語

南都 . . . 縁起

天[満]宮御伝記略

2.0.6.4(数字の記録) タイトルと責任表示に関する事項においては，数字はそのままの形で転記する。その他の書誌的事項においては，数量とか順序などを示す数字はアラビア数字とする。ただし，識別のために二様以上の数字を用いる必要があるときは，そのままの形で記録する。

2.0.6.5(再現不能の記号等の記録) 記号等は，原則としてそのまま記録する。採用する印刷方法，文字コード表などによって，表示のとおり転記することが不可能な記号等は，説明的な語句におきかえ角がっこに入れる。さらに必要があるときは注記において説明を加える。

一口[にわ]かいろは節用

(注記「タイトルの補記部分は，丸()を2つ重ねている形」)

また，踊り字のうち2文字分以上にわたる長さの記号など，転記することが不可能な場合は，本来の文字を繰り返した形を記録し，踊り字であることは注記する。

つれつれ草

(注記「タイトルの繰り返し部分は踊り字」)

2.0.6.6(誤記，誤植) 書誌的事項の明らかな誤りは正しい形に訂正し，訂正したことが明らかになるような方法で記録する。もとの形は必要があるときは注記する。脱字は補記するが，この場合は角がっこ(一対)の前後にスペースを置かない。

2.0.6.7(ISBD区切り記号法) 1.0.6.7を見よ。

2.0.6.8 (記入における記述の記載位置) 1.0.6.8を見よ。

2.1 タイトルと責任表示に関する事項

2.1.0 通則

2.1.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

- ア) 本タイトル
- イ) 資料種別 (使用しない)
- ウ) 並列タイトル
- エ) タイトル関連情報
- オ) 責任表示

2.1.0.2 (区切り記号法) 1.1.0.2を見よ。

2.1.0.3 (複製本) 複製本の場合、原本ではなく複製本自体のタイトル、責任表示等を記録する。原本のタイトルが複製本のものとは異なるときは、これを注記する。

2.1.1 本タイトル

2.1.1.1 (本タイトルとするものの範囲) 図書に表示されているか、表示がない場合でも、それによって図書が同定識別される固有の名称が本タイトルである。本タイトルとするもののなかには、次に示すようなものもある。

- ア) 総称的な語、イニシアル、著作者名 (団体名を含む) のみのもの
- イ) 識別上必要な数や文字と不可分なもの
- ウ) 別個に刊行された部編や付録などのタイトルで、本体をなす共通タイトルと部編や付録などの従属タイトルからなるもの。この場合、共通タイトルと従属タイトルとの間に巻次、回次、年次等は介在していない。
- エ) 本文と同一言語でない、唯一のタイトル (本文の言語を注記する)

2.1.1.1A (古) 和古書、漢籍については、書誌的巻数をタイトルの後スペースに続けて、アラビア数字で記録する。

欠本の場合は、完本の巻数を記録し、続いて記述対象の現存巻数を丸がっこに入れて「存」字を先立てて付記する。完本の巻数が不明な場合は、現存巻数のみを丸がっこに入れ、「存」字を先立てて付記する。存巻ないし欠巻の内容や残欠の状況については、注記する。(2.7.4.8参照)

八家四六文註 8巻補1巻

八家四六文註 8巻補1巻 (存7巻)

(注記「欠巻: 巻4, 補」)

天地冥陽水陸雑文 (存2巻)

(注記「存巻: 疏下・牒下」)

記述対象が1巻 (巻立てがない) の場合、巻数は記録しなくてもよい。

多巻ものの零本等の場合は、形態的に独立した特定の部分だけをタイトルとして採用することができる。巻次を含めてタイトルとして記録するときは、アラビア数字に置き換えることはせず、情報源に表示されているままに記録する。(2.0.6.4参照)

源氏物語若紫巻

水族写真巻之一

大般若波羅密多經卷三百八十二

2.1.1.1B 単行書として刊行された別冊の、続編、補遺、索引のタイトルが正編または本編のタイトルと異なるときは、別冊のタイトルを本タイトルとして記録し、正編または本編のタイトルは注記する。

2.1.1.1C 別タイトルは、本タイトルの一部として記録する。

2.1.1.1C別法 別タイトルは、タイトル関連情報に準じて扱う。

2.1.1.1D 本タイトルの上部または前方に表示されている事項でタイトル関連情報、巻次、回次、年次等、責任表示、版次、出版者名、シリーズ名のような書誌的事項と判定される事項がある場合は、次のようにする。

ア) これらの事項が本タイトルの一部分とみなされるときは、全体を本タイトルとして記録する。

イ) 本タイトルの一部分としてみなされず、別個の書誌的事項として判断されるときは情報源における表示の順序にかかわらず、当該書誌的事項の所定の記録順位に従って記録する。

2.1.1.1E 標題紙、奥付、背、表紙に表示されている各タイトルが異なるときは、共通するタイトルがあればそのタイトルを、なければ標題紙、奥付、背、表紙の優先順位に従って選定したタイトルを、本タイトルとして記録し、他のタイトルは注記とする。

(古) 和古書、漢籍については2.0.3.2Aア)に規定する情報源による。

2.1.1.2 (記録の方法) 原則として、その図書の情報源に表示されているままに転記する。本タイトルの一部分が2行書き、または小さな文字で表示されていても、1行書きとし、全部同じ大きさの文字で記録する。

2.1.1.2A ルビは、それが付されている語の直後に付記する。

2.1.1.2B 図書中のどこにもタイトルの表示がないときは、適切な情報源による本タイトルが、目録担当者が決定した簡潔で説明的な本タイトルを補記する。

(古) 和古書、漢籍については、目録担当者が決定した場合は、その旨を注記する。

(2.7.4.1オ)参照)

2.1.1.2C 合集のタイトル等で所定の情報源にその図書全体の総合タイトルが表示されていて、同時にその図書に収録されている著作それぞれのタイトルが表示されているときは、その総合タイトルを本タイトルとして記録し、それぞれの著作のタイトルは内容細目として注記の位置に記録する。(2.7.3.7ア)、2.7.4.6ア)参照)

(古)和古書、漢籍については、記述対象に収録されている著作それぞれのタイトルは、所定の情報源に表示がなくても、内容細目として注記の位置に記録する。

2.1.1.2D 図書全体に対応する総合タイトルがなく、図書の内容をなす各著作のタイトルが表示されているときは、これらのタイトルを所定の情報源に表示されている順で列記する。(2.1.5.2F参照)

(古)和古書、漢籍については、記述対象の内容をなす各著作のタイトルが、所定の情報源に表示されていない場合、次のいずれかの方式により記録する。

ア)それぞれの著作のタイトルを列記する。

無量壽經起信論 3巻 ; 觀無量壽佛經約論 1巻 ; 阿彌陀經約論 1巻
 / 彭際清述
おあむ物語 / 山田去暦女著. おきく物語
兼好傳考證 / 大國隆正著 ; 村田嘉昇画. しのぶ山物がたり / 大國隆正著

イ)総合タイトルを補記する。適切な情報源等により目録担当者が決定した総合タイトルを補記するか、または、内容をなす著作のうち主要な著作のタイトルを総合タイトルとみなして記録する。内容をなす各著作のタイトルは内容細目として注記の位置に記録する。

救偏瑣言 10巻

内容：救偏瑣言 10巻 ; 瑣言備用良方 1巻

2.1.2 資料種別

図書の記述においては使用しない。

2.1.3 並列タイトル

2.1.3.1(並列タイトルとするものの範囲) 本タイトルとして選定するタイトルの別言語および別の文字(またはその一方)のタイトルで、所定の情報源に表示されているもの。次にあげる場合に記録する。

ア)本タイトルに対応する別言語および別の文字(またはその一方)のタイトルで、この言語および別の文字(またはその一方)の本文があるもの

イ)本タイトルと別言語の原タイトルで、原本の本文はないが所定の情報源に表示されているもの

ウ)相当する言語の本文はないが、所定の情報源において本タイトルと同等に表示されているもの

2.1.3.1A 総合タイトルのない図書では、個々の著作の、別言語および別の文字(またはその一方)のタイトルを並列タイトルとする。

2.1.3.2(記録の方法) 本タイトルに続けて記録する。

2.1.3.2別法 次にあげる場合のとき、日本語のタイトルを本タイトルとして記録し、外国語

のタイトルは注記する。

ア) 所定の情報源に日本語と外国語のタイトルが表示されているとき

イ) 日本語のタイトルと外国語のタイトルがそれぞれ別の標題紙に表示されているとき

2.1.4 タイトル関連情報

2.1.4.1 (タイトル関連情報とするものの範囲) タイトル関連の情報。本タイトルに対するもの以外に、並列タイトルや、図書中の各著作のタイトルに対するものもある。情報源における表示の位置は、本タイトルのあとに続くものが多いが、本タイトルの上部や前方の位置に表示されていることもある。タイトル関連情報にはサブタイトルやタイトル先行事項を含む。

2.1.4.2 (記録の方法) タイトル関連情報は、そのかわる本タイトル(並列タイトルがある場合は、並列タイトル)に続けて記録する。同一著者の2以上のタイトルに共通するタイトル関連情報は、最後のタイトルに続けて記録する。

2.1.4.2別法 長いタイトル関連情報は注記する。

2.1.4.2A 2以上のタイトル関連情報があるときは、所定の情報源における表示のままの順で記録する。

2.1.5 責任表示

2.1.5.1 (責任表示とするものの範囲) 責任表示の範囲は、直接的な著作者、すなわち本文の著者とか編さん者、画家などのほか、間接的な原作者、編者、訳者、脚色者なども含む。また通常これらの責任表示における人名や団体名には、その著作への関与のしかた、役割などを示す語句が付加されている。監修者、校閲者、スポンサーとしての団体名等が所定の情報源に表示されているときは、これを責任表示の範囲に含める。

2.1.5.1別法 所定の情報源に表示されている監修者、監訳者、校閲者、解説者、序文執筆者、著作権者等は記録しない。これらは必要があれば注記する。

2.1.5.1A 図書のタイトル中表示されている著者名等は、責任表示としても記録する。

2.1.5.1B 図書中になく、他の情報源から得た責任表示は注記する。

2.1.5.1C (古)和古書、漢籍については、記述対象に責任表示に相当する表示がないとき、記述対象以外の情報源から得た責任表示を補記する。その情報源は注記することができる。(2.7.4.2イ)参照)

2.1.5.1D 2以上の個人や団体が表示されている場合は、次のようにする。

ア) 同一の役割を果たしているときは、その数にかかわらずこれら全体を一つの責任表示とする。

イ) 原著者と翻訳者のように、異なる役割を果たしているものがあるときは、その役割ごとに別個の責任表示とする。

2.1.5.1E 一つの責任表示に記録する個人名や団体名の数2までのときはそのまま記録し、3以上のときは、主なもしくは最初の名称一つを記録し、他は「[ほか]」(外国語形は

(1.0.6.1A参照)と補記して省略する。

2.1.5.1E任意規定 記録しなかった個人名や団体名を注記する。

2.1.5.1E別法 一つの責任表示において記録する個人名や団体名の数は、書誌的記録作成機関において、その必要に応じて定める。

2.1.5.2(記録の方法) 本タイトルに(並列タイトルがあればそれに、サブタイトルがあればそれに)続けて、その図書の著者(個人または団体)あるいはその著作に関与した副次的な著者(编者、訳者、校訂者等)に著作の種類を示す語(著、共著、作、文、画、撮影、作曲、編等、外国語のタイトルのときは当該言語形)を付したものを記録する。

2.1.5.2A 責任表示には、所定の情報源のうちもっとも適切な表示を選んで記録する。例えば、著者名が標題紙には原綴で表示されていて、奥付にはかなで表示されている図書において、かなの表示がより適切な場合は、かな形の表示を選んで記録するような場合である。

2.1.5.2B 責任表示が2以上ある場合の記録順序は、原則として情報源上の表示による。もし一つの情報源だけでは完全な形とならない場合は、他の情報源の表示から補って完全な形とする。この場合の記録の順序は、その著作の成立過程からみてそれらの間に一定の順序があれば、その順による。たとえば、古典の校訂書の場合の原著者、校訂者の順とか、翻訳書の場合の原著者、訳者の順とか、ある個人の著作を他の編者が編集した場合の著者、編者の順をいう。

2.1.5.2C 団体の名称が内部組織を含めて表示されているときは、情報源における表示のとおりに記録する。

2.1.5.2D 情報源に表示されていない語句等を責任表示に補記した場合は、これを角がっこに入れる。情報源の表示に、著作の種類を示す語句がないとき、またはタイトルと責任表示に記録した個人や団体との関連を明らかにする必要があるときは、これを補記する。

(古)和古書、漢籍については、情報源の表示に著作の種類を示す語句がないときは、著、編、撰等(漢籍の場合は、撰、輯、選等)の適切な語句を補記する。

2.1.5.2E 識別上必要でないとき、次のものは省略する。

ア)人名の場合：学位、役職名等の肩書、所属団体名やそのイニシアル

(古)和古書における居住地、漢籍における郷貫、号、字など

イ)団体名の場合：団体名の冒頭に表示されている法人組織等を示す語

ただし、例外として以下のような場合は省略しない。

(1)文法的理由で、肩書が省略できないとき

(2)省略すると名もしくは姓のみとなる場合

(3)識別のために称号、尊称、敬称などが必要なとき

2.1.5.2F 総合タイトルがない図書の場合、収録されている各著作に共通の責任表示は、すべての著作のタイトルのあとに記録するが、著作ごとに個々の責任表示があるときは、

各著作のタイトルのあとにそれぞれの責任表示を記録する。

2.1.5.2G任意規定(古)漢籍については、最初に王朝名を丸がっこに入れて記録し、続けて名前を記録する。

(清)吳清鎮撰

2.2 版に関する事項

2.2.0 通則

2.2.0.1(書誌的事項) 記録すべき書誌的事項とその記録順序は、次のとおりとする。

ア) 版表示

イ) 特定の版にのみ関係する責任表示

ウ) 付加的版表示

エ) 付加的版にのみ関係する責任表示

2.2.0.2(区切り記号法) 1.2.0.2を見よ。

2.2.1 版表示

2.2.1.1(版表示とするものの範囲) 版表示には、通常序数と版、または他の版との差を示す「改訂」とか「新」という語と「版」という用語が結びついた形がある。これに若干の語句が付加されていることもある。

2.2.1.1A 印刷原版、マスター等は同一であっても外装に差があり、かつ特定の版として表示されているものは版として扱う。

2.2.1.1B 版として表示されていても、実際は巻次、回次、年次等に相当する場合は、別の書誌的事項として扱う。(1.10.1.1参照)

2.2.1.1C 刷次は記録しない。ただし、刷次の表示中に特に改訂、増補等の表示があれば、これを付加的版表示として記録する。(2.2.3参照)

2.2.1.1D(古)和古書、漢籍については、版の判断が困難である場合、版表示を省略してもよい。省略した場合は、資料中の版に関する語句を注記する(2.7.4.3イ)参照)

2.2.1.2(記録の方法)情報源における表示のまま記録し、補記した事項は角がっこに入れる。

2.2.1.2別法 次の版表示は記録しない。

ア) 初版

イ) 総合タイトルのない図書の各著作の版次

ウ) 他の書誌的事項と結合していて、すでに他の箇所では記録されている版表示

2.2.2 特定の版にのみ関係する責任表示

2.2.2.1(責任表示とするものの範囲) 図書の特定の一つの版にのみ関係している著者など。2以上の版に関係しているが、すべての版には関係していない著者なども含める。

2.2.2.2(記録の方法) 版表示に続けて記録する。記録の方法は2.1.5.2による。

2.2.3 付加的版表示

2.2.3.1(付加的版表示とするものの範囲) 一つの版グループ中の特定版に関するあらゆる

種類の版表示を含む。

2.2.3.2 (記録の方法) 情報源における表示のまま記録する。記録の方法は2.2.1.2による。

2.2.4 付加的版にのみ関係する責任表示

2.2.4.1 (責任表示とするものの範囲) 付加的版にのみ関係する著者等。

2.2.4.2 (記録の方法) 付加的版表示に続けて記録する。記録の方法は2.1.5.2による。

2.3 資料(または刊行方式)の特性に関する事項

図書の記述においては使用しない。

2.4 出版・頒布等に関する事項

2.4.0 通則

2.4.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

ア) 出版地, 頒布地等

イ) 出版者, 頒布者等

ウ) 出版年, 頒布年等

エ) 製作項目(製作(印刷)地, 製作(印刷)者, 製作(印刷)年)

2.4.0.2 (区切り記号法) 1.4.0.2を見よ。

2.4.0.3 (複製本) 複製本の場合は、記述対象とする図書の所定の情報源によって出版・頒布等に関する事項を記録するとともに、原本の出版・頒布等に関する事項を注記する。

2.4.1 出版地, 頒布地等

2.4.1.1 (出版地, 頒布地等とするものの範囲) 所定の情報源において、出版者(もしくは頒布者)名と関連して表示されている地名(市, 町, 村)のことで、2以上の出版者名があるときは、顕著な出版者名(もしくは最初の出版者名)と関連する地名である。情報源において、出版者の表示がなくても、その出版物の出版地(もしくは頒布地)として示されていることがある。

2.4.1.1A 出版地の表示がないときは、頒布地を記録する。(2.4.2.2D参照)

2.4.1.1B 同一出版者に2以上の出版地があるときは、顕著なもの、最初のものの順で、一つの出版地を選定する。2言語以上で表示されているときは、本タイトルまたは本文の言語と一致するものを記録する。

2.4.1.1B別法 同一出版者で出版地が2以上あるときは、最初に表示されているものを記録する。

2.4.1.1C 出版者とそれに対応する出版地が2組以上表示されている場合は、顕著なもの、最初のものの順で、一つの組を選択して記録する。

2.4.1.1D (古)和古書, 漢籍については、2以上の出版地があるときは、すべて記録する。(2.4.2.1Dをも参照)

2.4.1.1D別法（古） 和古書，漢籍については，出版者とそれに対応する出版地が2組以上表示されている場合は，顕著なもの，最後のものの順で，一つの組を選択して記録する。

他は「[ほか]」と補記して省略する。（2.4.2.1D別法をも参照）

2.4.1.1E 出版地と頒布地双方の表示があるときは，頒布地は原則として記録せず，必要があれば注記する。

2.4.1.1E任意規定 頒布地を出版地，出版者に続けて記録する。（2.4.2.1E任意規定参照）

2.4.1.2（記録の方法） 出版地は，所定の情報源に表示されている地名を記録する。

2.4.1.2A 日本の出版地は，出版者が所在している市町村名を記録する。ただし，識別上必要があるときは，都道府県名を付記または補記する。

（注）市名の「市」は記録しない。東京都特別区は「東京」とのみ記録する。

（古）和古書，漢籍については，所定の情報源に表示されている出版地をそのまま記録する。識別上必要があるときは，出版時の都市名，国名を補記し，また地名の別称が表記されている場合は当時一般に用いられたものを補記する。

江戸

日本橋 [江戸]

（出版時の都市名を補記）

洛陽 [京都]

（一般に用いられた都市名を補記）

2.4.1.2B 外国地名には，識別上必要があるときは，国名，州名を付記または補記する。

2.4.1.2C 出版地がその図書に表示されていないときは，調査もしくは推定による出版地を角がっこに入れて記録する。出版地不明のときで，頒布地も代替情報として記録できないときは「[出版地不明]」と補記する。洋書を記述する場合は，出版地不明に対して，略語「s.l.」などを補記する。

2.4.1.2.C任意規定 外国の出版物で出版地が不明のとき，出版国の表示があれば国名を記録する。

2.4.2 出版者，頒布者等

2.4.2.1（出版者，頒布者等とするものの範囲） 記述対象の出版，頒布，公開，発行等について責任がある個人もしくは団体の名称，またはそれが識別できる表示。近代的な出版・流通制度が確立していない場合，出版関係の機能と物としての製作の機能が混在していることがあるが，このような場合は，これらの機能を果たしている個人または団体を含む。

2.4.2.1A 出版者の表示がないときは，頒布者を記録する。（2.4.2.2D参照）

2.4.2.1B 民国以降，中国刊行の図書に併記されている出版者と発行者については，発行者を頒布者として取り扱う。

2.4.2.1C 2以上の出版者等の表示があるときは，顕著なもの，最初のものの順で一つを選

択する。2言語以上の表示があるときは、本タイトルまたは本文の言語と一致するものを記録する。

2.4.2.1C任意規定 記録しなかった出版者は注記する。

2.4.2.1D(古) 和古書、漢籍については、出版地ごとに出版者を記録する。一つの出版地に2以上の出版者等の表示があるときは、顕著なもの、最後のものの順で代表とする一つを選択して記録し、他は「[ほか]」と補記して省略する。(2.4.1.1Dをも参照)

京 : 上村平左衛門 ; 江戸 : 萬屋清兵衛 ; 大坂 : 伊丹屋
太郎右衛門

京師 : 八尾平兵衛 [ほか] ; 大坂 : 鹽屋長兵衛 [ほか] ; 江戸
: 鶴屋金助 [ほか]

2.4.2.1D別法(古) 和古書、漢籍については、2以上の出版者等の表示があるときは、顕著なもの、最後のものの順で一つを選択して記録し、他は「[ほか]」と補記して省略する。(2.4.1.1D別法をも参照)

2.4.2.1D任意規定(古) 記録しなかった出版者は注記する。

2.4.2.1E 出版者と頒布者双方の表示があるときは、頒布者は原則として記録せず、必要があれば注記する。

2.4.2.1E任意規定 頒布者を出版地、出版者に続けて記録する。この場合、頒布地が出版地と同一のときは一方の記録を省略する。同一でないときは、出版地、出版者、頒布地、頒布者の順とし、「発売」など、頒布者の果たしている役割を示す語句を付記または補記する。

2.4.2.2(記録の方法) 出版者は、その図書に表示されている名称を記録する。ただし、出版者名に付されている法人組織を示す語などは省略する。私家版は個人名を記録する。

2.4.2.2A(古) 和古書、漢籍の出版者は、記述対象に表示されている名称をそのまま記録する。個人名のみ場合はそれを記録し、屋号のあるものは屋号に続けて姓名の表示等をそのまま記録する。

皇都 [京都] : 伊勢屋額田正三郎

2.4.2.2B 外国の出版者名は、識別が可能な範囲で、最も簡潔な形で記録する。

2.4.2.2C 出版者と頒布者双方がその図書に表示されていないときは、「[出版者不明]」と補記する。洋書を記述する場合は、出版者不明に対して、略語「s.n.」などを補記する。

2.4.2.2D 頒布者とこれに対応する頒布地が、出版者と出版地に代わるものであるときはこれらを記録し、頒布者に「(発売)」と付記する。

洋書を記述する場合は、その言語の「発売者」にあたる語を用いる。

2.4.3 出版年、頒布年等

2.4.3.1(出版年、頒布年等とするものの範囲) 記述対象とする図書の属する版が最初に刊行された年を記録する。(1.4.3.1参照)

2.4.3.1任意規定 図書に表示されている最新の出版年を付記する。

2.4.3.1A 図書に出版年の表示がないときは、頒布年を記録する。これらの表示がないときは著作権表示年を、その表示もないときは、印刷年を記録する。この場合、頒布年と印刷年の後ろには「発売」「印刷」などの役割を示す語を、著作権表示年の前には著作権を示す「c」を付加する。

2.4.3.1A任意規定 著作権表示年が出版年と異なるときは、これを出版年に続けて記録する。

2.4.3.1B 図書に出版年と頒布年双方の表示がなく、かつ著作権表示年または印刷年の表示がないときは、序文、あとがき等に表示された年を記録し、「序」「あとがき」等の語を付加する。

洋書を記述する場合は、その言語の「印刷」「序」等に相当する語（もしくはその略語、付録2参照）を付加する。

2.4.3.1C（古）和古書、漢籍については、刊行年を「刊」という用語を付して記録する。情報源に「刊」の表示がない場合は角がっこに入れて記録する。

2.4.3.1D（古）和古書、漢籍については、刊行年とは別に印行年が判明した場合、「印」という用語を付して丸がっこに入れて付記する。印行年のみが判明した場合も、「印」という用語を付して記録する。情報源に「印」の表示がない場合は角がっこに入れて記録する。刊行年、印行年の判別がつかない場合は、「[刊または印]」という用語を付して記録する。

寛政4 [1792] [刊]（文化5 [1808] [印]）

2.4.3.2（記録の方法） 出版年は、それが関連する出版者、頒布者等の名称のあとに記録する。同一出版年が、2以上の出版者や頒布者などに共通するときは、最後の名称のあとに記録する。

2.4.3.2A 出版年は西暦紀年で記録する。

2.4.3.2A別法 図書に表示されている紀年をそのまま記録する。表示されている西暦紀年を付記し、表示のないときは補記する。

2.4.3.2B 出版年が2年以上にわたるときは、刊行開始の年と終了の年を包括的に示し、刊行中のときは開始年のみとする。

2.4.3.2C 不正確な出版年は角がっこに入れて補正したものを記録し、不正確な表示形は注記する。

2.4.3.2D 出版年、頒布年、著作権表示年、製作（印刷）年および序文、あとがき等に表示された年のいずれも表示がないか、不明のときは、本文等によってその図書のおおよその出版年代を推定し、これを角がっこに入れて記録する。

2.4.3.2E（古）和古書、漢籍については、記述対象に表示されている紀年がその資料の出版年として適切な場合は、そのまま記録する。表示されている西暦紀年を付記し、表示がないときは相当する西暦紀年を補記する。

宝暦13 [1763] [刊]

光緒8 [1882] [刊または印]

干支による表記は、可能であれば、相当する元号と年数によるその国の紀年に読み替えて記録する。干支による表記は注記することができる。読み替えができない場合は、推定による補記の扱いとする。

寛政4 [1792] [刊または印]

(注記「刊記には「寛政壬子」とあり」)

至正14 [1354] 刊

(注記「刊記には「至正甲午仲夏」とあり」)

出版年を推定により補記する場合は、元号と年数によるその国の紀年を角がっこに入れて記録し、丸がっこに入れて西暦年を付記する。干支による表記がある場合は注記する。(2.7.4.4ケ)参照)

[元禄5 (1692) 刊]

[貞享5 (1688) 刊]

(注記「刊記には「戊辰三月中旬」とあり」)

出版年および序文、跋文等に表示された年がないか、あるいは表示されている情報が記録するのに適切でない場合は、おおよその出版年代を推定し、これを角がっこに入れて記録する。干支による表記がある場合は注記する。出版年がどうしても推定できない場合は、「[出版年不明]」と記録する。

[江戸後期刊]

[文化・文政頃刊]

[安政年間刊]

[清刊]

[江戸中期刊]

(注記「甲辰序あり」)

2.4.4 製作項目 (製作 (印刷) 地, 製作 (印刷) 者, 製作 (印刷) 年)

2.4.4.1 (製作項目とするものの範囲) 製作項目には、図書が製作 (印刷) された土地の名称 (製作 (印刷) 地), その製作 (印刷) に責任を有する個人や団体の名称 (製作 (印刷) 者), および製作 (印刷) された年代, 日付 (製作 (印刷) 年) がある。

2.4.4.1A 図書の場合, 出版項目が不明のときに, これに代わるものとして記録する。

(1.4.0.0C, 2.4.2.1をも参照)

2.4.4.2 (記録の方法) 出版地, 出版者の位置に「[出版地不明]」「[出版者不明]」と補記し, 出版年の位置に製作 (印刷) 年を記録したあと, 製作 (印刷) 地, 製作 (印刷) 者を丸がっこに入れて記録する。製作 (印刷) 年には「印刷」「私製」などの語を付加する。洋書を記述する場合は, これに相当する語「printing」などを用いる。(1.4.0.2参

照)

出版年の代替情報として製作(印刷)年のみを記録する場合は,2.4.3.1Aの規定による。

2.4.4.2別法 製作項目を出版項目の位置に記録し,製作(印刷)者名に「(印刷)」「(私製)」などの語句を付記する。

2.5 形態に関する事項

2.5.0 通則

2.5.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と,その記録順序は次のとおりとする。

ア) ページ数, 図版数等

イ) 挿図, 肖像, 地図等

ウ) 大きさ

エ) 付属資料

2.5.0.2 (区切り記号法) 1.5.0.2を見よ。

2.5.1 ページ数, 図版数等

2.5.1.1 (記録するものの範囲) 図書の形態的記述では,特定資料種別は記録せず,ページ数,図版数のみを記録する。記述対象とする図書が2冊以上からなるときは冊数を記録する。

2.5.1.2 (記録の方法) ページ数, 丁数, 枚数, 欄数は印刷されたページ付, 丁付などの最終数をアラビア数字で記録し,それぞれ「p」「丁」「枚」「欄」を付加する。ページ付最終数のページのあとに印刷ページがあっても記録せず,印刷ページでなくてもページ付最終数の表示があれば,これを記録する。

2.5.1.2別法1 洋書を記述する場合は,用語をそれに相当する英語形(略語化可能な場合は付録2の略語表に従って略語化)とする。

2.5.1.2別法2 区別のために用いられているローマ数字は,そのまま記録する。

2.5.1.2A 巻もの, 畳ものは,それぞれ「軸」「枚」と記録する。

2.5.1.2B ページ付が2種以上に分かれた図書は,各ページ付ごとにコンマで区切って記録する。ページ付のない部分が含まれているときは,その部分のページ数をかぞえ,そのページ数を角がっこに入れて記録する。ページ数の記録が煩雑にわたるときは,「1冊」と記録する。

2.5.1.2C ページ付のない図書は,全体のページ数をかぞえ,そのページ数を角がっこに入れて記録する。ページ数が大量にわたるときは,「1冊」と記録する。

2.5.1.2D 全体が一連のページ付となっているセットものの1冊や,抜刷などの場合のように,包括的な一連のページ付の途中からはじまっているページ付は,その最初(ページ付がないときは補記)と最後のページ付をハイフンで結んで記録する。この場合,ページ付を示す語「p」は数字の前に記録する。

2.5.1.2E 記述対象とする図書が2冊以上からなるときは冊数を記録する。

2.5.1.2F 図版があるときは、本文のページ数に続けて「図版」としてそのページ数または枚数を記録する。

2.5.1.2F別法 洋書を記述する場合は、英語または所定の略語（付録2参照）を用いる。

2.5.1.2G（古）和古書，漢籍については，数量の単位として，「冊」以外の単位も使用できる。（第10章別表・付「特定資料種別の数量表示（単位名称・助数詞）について」参照）

ただし，卷子本・掛物類については「巻」ではなく，「軸」を用いる。また，一枚ものには「枚」を用いるが，畳もの類については「枚」ではなく，「舗」を用いる。

卷子本・掛物類……軸

一枚もの……枚

畳もの……舗

折本（帖装）・旋風葉……帖

書簡類……通

ここでは，現在の形態について記述し，原装の形態については注記することができる。

（2.7.4.5キ）参照）

2.5.2 挿図，肖像，地図等

挿図，肖像，地図等について記録する。必要があるときは図数を付記する。

2.5.2別法1 洋書を記述する場合は，所定の略語（付録2参照）を使用する。

2.5.2別法2 挿図，肖像，地図等を注記事項として記録する。

2.5.3 大きさ

2.5.3.1（大きさとするものの範囲） 1.5.3.1を見よ。

2.5.3.2（記録の方法）大きさは外形の高さをセンチメートルの単位で，端数を切り上げて記録する。

2.5.3.2任意規定（古） 和古書，漢籍については，センチメートルの単位で，小数点以下1桁まで端数を切り上げて記録する。尺・寸等の単位や糎等の表記は使用しない。

2.5.3.2A 2点以上の部分からなる，大きさの異なる資料は，最小のものと最大のものをハイフンで結んで記録する。

2.5.3.2B 外形の高さが10 cm 以下のものは，センチメートルの単位で小数点以下1桁まで記録する。

2.5.3.2C 縦長本，横長本，柀型本は，縦，横の長さを「×」印で結んで記録する。

2.5.3.2C任意規定（古） 和古書，漢籍については，常に縦，横の長さを「×」印で結んで記録する。また，大きさを書型に対応させた用語等を丸がっこに入れて記録することができる。

29丁 ; 26.8×19.8cm （大）

2.5.3.2D 巻ものは料紙の高さを，畳ものは拡げた形の縦，横の長さを「×」印で結んで記

録する。畳ものは、折りたたんだときの外形の縦、横の長さを付記する。

2.5.4 付属資料

2.5.4.1 (付属資料とするものの範囲) ある図書と同時に刊行され、その図書とともに利用
するようになっている付属物。複合媒体資料の別個の部分も含む。

2.5.4.2 (記録の方法) 形態に関する事項の最後に、その付属資料の特性を示す語句 (資料
種別や特定資料種別などの用語を可能な限り使用する) を記録する。必要に応じて数量、
大きさ等を付記する。

2.5.4.2別法1 洋書を記述する場合は、英語または所定の略語 (付録2参照) を用いる。

2.5.4.2別法2 付属資料を注記事項として記録する。

2.6 シリーズに関する事項

2.6.0 通則

2.6.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

ア) 本シリーズ名

イ) 並列シリーズ名

ウ) シリーズ名関連情報

エ) シリーズに関係する責任表示

オ) シリーズの ISSN (任意規定による事項)

カ) シリーズ番号

キ) 下位シリーズの書誌的事項

2.6.0.2 (区切り記号法) 1.6.0.2を見よ。

2.6.0.3 (2以上のシリーズ表示) 図書が複数のシリーズに属している場合は、それぞれの
シリーズの書誌的事項を記録する。(1.6.0.3参照)

2.6.1 本シリーズ名

2.6.1.1 (本シリーズ名とするものの範囲) 所定の情報源に表示されている、シリーズ固有
の名称。

2.6.1.1A シリーズに関する事項に記録する本シリーズ名は、単行書の上位書誌レベルの図
書を記述対象とした場合に選定する本タイトルと一致させる。(2.1.1.1参照)

2.6.1.2 (記録の方法) 本シリーズ名は、その図書に表示されている形で記録する。(1.6.1.2
参照)

2.6.2 並列シリーズ名

2.6.2.1 (並列シリーズ名とするものの範囲) 本シリーズ名の別言語および別の文字 (また
はその一方) のシリーズ名。(2.1.3.1参照)

2.6.2.2 (記録の方法) 本シリーズ名に続けて記録する。

2.6.2.2別法 日本語と外国語のシリーズ名があるときは、日本語のシリーズ名のみを記録し、

外国語のシリーズ名は注記する。

2.6.3シリーズ名関連情報

2.6.3.1 (シリーズ名関連情報とするものの範囲) 本シリーズ名の関連情報。

2.6.3.1A シリーズに関係する版表示は、シリーズ名関連情報として記録する。

2.6.3.2 (記録の方法) 本シリーズ名に対する必要な補足となる場合で、図書に表示されているときに記録する。

2.6.4シリーズに関係する責任表示

2.6.4.1 (シリーズに関係する責任表示とするものの範囲) シリーズに関係する責任表示のすべて。

2.6.4.2 (記録の方法) 総称的なシリーズ名の場合は記録する。それ以外のときは、当該シリーズの識別上必要であり、かつ図書に表示されているときに記録する。

2.6.4.2別法 責任表示は注記する。

2.6.5シリーズの ISSN (任意規定)

2.6.5.1 (シリーズの ISSN とするものの範囲) ISSNネットワークが当該シリーズに付与する ISSN。

2.6.5.2 (記録の方法) ISSN が判明した場合、当該規格の標準的な方法で記録する。
(13.8.1.2参照)

2.6.6 シリーズ番号

2.6.6.1 (シリーズ番号とするものの範囲) 図書の、シリーズ内における番号づけ。番号の前後に、それを修飾する語句がついているものもある。

2.6.6.2 (記録の方法) 図書に表示されている形で記録するが、略語表(付録2)に従って略語化できる。数字は原則としてアラビア数字とする。ただし、識別のために二様以上の数字を用いる必要があるときは、そのままの形で記録する。

2.6.6.2A 2以上の巻号が連続するときは、最初と最後の巻号を記録し、連続していないときは列記するか、または「 [ほか] 」とする。

2.6.7 下位シリーズの書誌的事項

2.6.7.1 (下位シリーズ名とするものの範囲) 本シリーズ名の下位書誌レベルのシリーズ名で、図書に本シリーズ名とともに表示されているもの。下位シリーズ名は、本シリーズ名と密接に関連していることも、関連していないこともある。

2.6.7.2 (記録の方法) 本シリーズに関係する事項のあとに続けた形で記録する。

2.6.7.2別法 下位シリーズの書誌的事項をシリーズに関する事項に記録し、上位シリーズに関する事項は注記する。

2.6.7.2A 下位シリーズの並列シリーズ名、シリーズ名関連情報、責任表示は、識別上必要であると判断された場合にのみ記録する。

2.6.7.2B 下位シリーズ内の番号づけの記録は2.6.6.2による。

2.7 注記に関する事項

2.7.0 通則

2.7.0.1 (書誌的事項) 記録すべき注記とその記録順序は1.7.3による。

2.7.0.2 (区切り記号法) 1.7.0.2を見よ。

2.7.1 注記

2.7.1.1 (注記とするものの範囲) 注記は、目録作成機関が各書誌的事項の記述に説明を加える必要があると認めたときに記録する。また、その図書の記事に関連する内容についても必要があれば記録する。(1.7.0.0, 1.7.1.1参照)

2.7.2 記録の方法

2以上の注記があるときは、それらが関連する書誌的事項の記録順序(すなわち、タイトル、責任表示、版表示……の順)に従って、記録の順序を定める。ただし、誤記、誤植に関する注記のように、タイトル以下の特定事項に属さない注記はその内容にかかわらず、最初に記録する。

2.7.2.1 (特定事項に関する2以上の注記) 特定の事項に関する2以上の注記は、一括して記録することができる。(例:複製本の原本に関する一連の注記)

2.7.3 注記の種類(和古書、漢籍を除く)

2.7.3.0 (下記の特事項に属さない注記)

ア) 書誌的事項の誤記、誤植を正しい形に訂正して記録したときは、もとの形を注記する。

イ) 著作の様式および言語に関する注記

ウ) その他記述一般に関する注記

2.7.3.1 (タイトルに関する注記)

ア) タイトルの情報源 情報源によってタイトルの表示が異なるときは、記録したタイトルの情報源(標題紙を除く)と、記録しなかった他のタイトルおよび情報源を注記する。(2.1.1.1Eの例参照)

イ) 並列タイトル 日本語タイトルと外国語タイトルのときは「 語のタイトル: ……」と注記する。(2.1.3.2別法の例参照)

ウ) 翻訳書の原タイトル 翻訳の対象となった、並列タイトルとして記録しなかった原タイトルを注記する。(2.1.3.2別法の例参照)

エ) 長いサブタイトル(2.1.4.2別法の例参照)

オ) 別冊である続編、補遺、索引の正編または本編のタイトル(2.1.1.1Bの例参照)

2.7.3.2 (責任表示に関する注記)

ア) 情報源によって異なる責任表示 記録しなかった責任表示とその情報源を注記する。(2.1.5.2Aの例参照)

イ) 図書以外の情報源による責任表示 著者名等とその情報源を示す。(2.1.5.1Bの例参照)

ウ) 記録する必要がある監修者等 標題紙等に表示されているときは注記する。(2.1.5.1別法参照)

エ) 責任表示に記録しなかった著者(2.1.5.1E任意規定参照)

2.7.3.3 (版および書誌的来歴に関する注記)

ア) 版および書誌的来歴 その図書とその図書の他の版または他の図書との関係を説明する必要があるときは注記する。

イ) 複製本の原本 複製された原本の標題紙等についての必要事項を注記する。(2.4.0.3参照)

2.7.3.4 (出版・頒布等に関する注記)

ア) 出版・頒布等に関する事項には記録しなかった他の出版者 その図書の他の出版者について説明する必要があるときは注記する。(2.4.2.1C任意規定の例参照)

イ) 頒布者, 発売者等(2.4.2.1E参照)

2.7.3.5 (形態に関する注記)

ア) ページ数について説明する必要があるときは注記する。(2.5.1.2参照)

イ) 挿図, 肖像, 地図等について説明する必要があるときは注記する。(2.5.2参照)

ウ) 大きさについて説明する必要があるときは注記する。(2.5.3参照)

エ) 付属資料 注記するときは最初に「付属資料」と記録し, 付属資料が独立のページ付, 異なった種類の図版, 異なった大きさをもつときは, これを付記する。(2.5.4.2別法2参照)

オ) 形態的に独立した, 付属資料としては扱わない付録, 解説等が含まれているときは注記する。

カ) 印刷, 複写の種類について説明する必要があるときは注記する。

キ) 装丁について説明する必要があるときは注記する。

2.7.3.6 (シリーズに関する注記)

ア) 複製本の原本の属していたシリーズ名 複製本の原本がかつてシリーズ中の一部として刊行されていたことを説明する必要があるときは, これを注記する。

イ) 並列シリーズ名(2.6.2.2別法参照)

ウ) シリーズの編者等(2.6.4.2別法参照)

エ) 上位シリーズ名(2.6.7.2別法参照)

2.7.3.7 (内容に関する注記)

ア) 内容細目 最初に「内容: 」と記録し, 続けてタイトル, 責任表示を図書の表示に従って列記する。

イ) その図書に書誌, 年譜, 年表および付録, 解説等が含まれているときは注記する。

ウ) その図書について解題する必要があるときは注記する。

2.7.4 (古) 注記の種類 (和古書, 漢籍)

2.7.4.0 (古) (下記の特定事項に属さない注記)

ア) 書誌的事項の誤記, 誤植を正しい形に訂正して記録したときは, もとの形を注記する。

イ) 著作の様式および言語に関する注記

ウ) その他記述一般に関する注記

エ) 利用の条件に関する注記

閲覧のみ許可, 複写は不可

2.7.4.1 (古) (タイトルに関する注記)

ア) タイトルの情報源 記録したタイトルの情報源 (巻頭を除く) と, 記録しなかった他のタイトルおよび情報源を注記する。(2.0.3.2A参照)

本タイトルは序首による

イ) 長いサブタイトル (2.1.4.2別法の例参照)

ウ) 別冊である続編, 補遺, 索引の正編または本編のタイトル (2.1.1.1Bの例参照)

エ) 題簽・外題について必要があるときは転記し, その位置や様式等についても記録する。書き題簽, 書き外題は, その旨を注記する。

題簽左肩双边黄紙「新版絵入 花色紙襲詞」 (「新版絵入」は角書)

題簽中央後補墨書「焦尾琴 風」

外題左肩後補墨書「平家物語卷第一 (~ 十二)」

絵題簽「唯頼大悲智慧話上 (~ 下)」

オ) 目録担当者が決定したタイトルを補記したときは, その旨を注記する。(2.1.1.2B参照)

2.7.4.2 (古) (責任表示に関する注記)

ア) 情報源によって異なる責任表示 記録しなかった責任表示とその情報源を注記する。(2.1.5.2Aの例参照)

イ) 記述対象以外の情報源による責任表示 補記した場合, 説明する必要があるときはその情報源を注記する。(2.1.5.1C参照)

ウ) 記録する必要がある監修者等 標題紙等に表示されているときは注記する。(2.1.5.1別法参照)

エ) 責任表示に記録しなかった著者 (2.1.5.1E任意規定参照)

2.7.4.3 (古) (版および書誌的来歴に関する注記)

ア) 版および書誌的来歴 その記述対象と, その記述対象の他の版または他の記述対象との関係を説明する必要があるときは, 注記する。

イ) 版の判断が困難であるために版表示を省略する場合は, 資料中の版に関する語句を

注記する。(2.2.1.1D参照)

ウ) 本文の系統等, その資料の性質を特定できる情報がある場合, 説明する必要があるときは注記する。

原刻本

流布本

別本

定家本

2.7.4.4 (古) (出版・頒布等に関する注記)

ア) 出版・頒布等に関する事項には記録しなかった他の出版者 その記述対象の他の出版者について説明する必要があるときは注記する。

イ) 頒布者, 発売者等(2.4.2.1E参照)

ウ) 蔵版者, 蔵版印等について説明する必要があるときは注記する。

見返しに「青藜閣蔵版」とあり

刊記中「詩僊堂」に蔵版印あり

刊記中「須原屋茂兵衛」に版元印あり

見返しに魁星印あり

エ) 広告, 蔵版目録や, 発行印(出版者標章等も含む)等を情報源とした場合, 情報源を記録する。また記述対象以外からの情報を補記した場合, 説明する必要があるときは注記する。

オ) 出版事項の情報源である刊記・奥書等を, 必要があるときは転記する。

刊記に「寛文三稔癸卯」「長尾平兵衛開板」とあり

カ) 初刷ではなく, 印行年(刷年)が不明なときは, 「後印本」と注記する。

キ) 後修本であるときは, その旨を注記する。

ク) 覆刻本であるときは, その旨を注記する。

ケ) 干支による表記を記録する。(2.4.3.2E参照)

甲辰序あり

コ) 出版の地域や時期を示す用語を説明する必要があるときは, 注記する。

春日版

伏見版

宋版

蒙古刊本

2.7.4.5 (古) (形態に関する注記)

ア) 丁数について説明する必要があるときは注記する。(2.5.1.2G参照)

イ) 挿図, 肖像, 地図等について説明する必要があるときは注記する。(2.5.2参照)

ウ) 大きさについて説明する必要があるときは注記する。(2.5.3参照)

エ) 付属資料 注記するときは最初に「付属資料」と記録し、付属資料が独立の丁付、異なった種類の図版、異なった大きさをもつときは、これを付記する。(2.5.4.2別法2参照)

オ) 形態的に独立した、付属資料としては扱わない付録、解説等が含まれているときは注記する。

カ) 印刷、複写の種類について説明する必要があるときは注記する。

古活字本

丹緑本

石印本

銅版

銅活字版

金属活字版

キ) 装丁

袋綴じ(線装)以外の装丁について記録する。(2.5.1.2G参照)

袋綴じ(線装)の様式について説明する必要があるときは注記する。

三つ目綴じ

康熙綴じ

亀甲綴じ

帙、箱等について説明する必要があるときは注記する。

箱入り

色刷絵入書袋あり

原装について説明する必要があるときは注記する。(2.5.1.2G参照)

ク) 版式、版面

匡廓、界線、行数、字数、版心について、説明する必要があるときは注記する。

四周単辺有界8行18字、双魚尾

四周双辺有界黒口花魚尾

ケ) 料紙、表紙について説明する必要があるときは注記する。

色変り料紙

表紙は原装

コ) 付箋、貼りこみ等について説明する必要があるときは注記する。

宣長自筆付箋多数あり

文中和歌に黄と青の押紙あり

サ) 虫損等で保存状態がよくないものや補修があるものについて、説明する必要があるときは注記する。

虫損あり(裏打ち補修あり)

破損・汚損あり

2.7.4.6 (古) (内容に関する注記)

ア) 内容細目 最初に「内容： 」と記録し、続けてタイトル、責任表示を記述対象の表示に従って列記する。

イ) その記述対象に書誌、年譜、年表および付録、解説等が含まれているときは注記する。

ウ) その記述対象について解題する必要があるときは注記する。

2.7.4.7 (古) (識語およびその他の書き入れ等に関する注記)

ア) 記述対象中の注について説明する必要があるときは、表示の位置も含めて注記する。

頭注あり

割注あり

イ) 本文に付された訓点等について説明する必要があるときは、漢字、片かな、平がなの別とともに注記する。

付訓あり、 右傍： 片かな付訓、 左傍： 平がな付訓

ウ) 謄本等で、本文の横に付された記号について、説明する必要があるときは注記する。

節付記号あり

エ) 識語、書き入れ、補写、筆彩等について、説明する必要があるときは注記する。

識語「安永四年末九月廿五日はしめてよむ / 小雲泉主人」

朱墨の書き入れあり

図版の一部に後人の着彩あり

2.7.4.8 (古) (残欠に関する注記) 記述対象が完全でないときは、その残欠の状況を注記する。原則として書誌的巻数の単位で記録するが、冊単位、丁単位の欠損、あるいは表紙等の欠損についても必要があるときは記録する。(2.1.1.1A参照)

存巻： 疏下・牒下

巻24第20丁は重複

巻1, 3に目録なし, 巻1初丁表, 巻6第13丁裏以降を欠く

2.7.4.9 (古) (伝来に関する注記)

ア) 記述対象中の蔵書印記について説明する必要があるときは注記する。所蔵(使用者)が判明した場合は付記する。最初に「印記： 」と記録し、かぎっこ(「 」)に入れて印文を記録する。文字が使用されていない蔵書印は、形を記録する。

印記： 「南葵文庫」

印記： 「林文庫」, 「北總林氏藏」 (2印とも林泰輔)

だるま形の蔵書印あり

判読できないものは、「蔵書印あり」と記録し、複数ある場合はその数を記録する。

蔵書印3印あり

イ) 旧蔵者，伝来が判明した場合，必要があるときは注記する。

清水浜臣旧蔵

2.8 ISBN，入手条件に関する事項

2.8.0 通則

2.8.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と，その記録順序は次のとおりとする。

ア) ISBN

イ) 入手条件・定価(任意規定による事項)

2.8.0.2 (区切り記号法) 1.8.0.2を見よ。

2.8.1 ISBN

2.8.1.1 (ISBN とするものの範囲) 日本図書コードのうち ISBN の文字を冠した部分およびその他の国で付与された ISBN。

2.8.1.1A その図書に2以上の国別記号をもつ ISBN が表示されているときは，日本の国別記号(4)をもつ ISBN を記録する。

2.8.1.1A 任意規定 日本以外の国別記号をもつ ISBN も，必要に応じて記録する。

2.8.1.1B その図書がセットものに属するときは，単行書の ISBN を記録し，次にセットものの全体に付与された ISBN を「(セット)」と付加して記録する。

2.8.1.2 (記録の方法) 最初に「ISBN」と記録し，続けて10桁の数字を，国別記号，出版者記号，書名記号，チェック数字の間にハイフンを入れて記録する。

2.8.1.2任意規定 不正確な番号が図書に表示されていても，正しい番号が判明すればこれを記録し，不正確な番号は，「[エラーコード]」と冒頭に補記して記録する。

2.8.3 入手条件・定価(任意規定)

2.8.3.1 (記録するものの範囲) 図書に表示されているままの定価および(または)その図書の入手可能性を示す語句もしくは数字による表現。

2.8.3.2 (記録の方法)

2.8.3.2A 定価は，ISBN に続けて，通貨の略語を冠して記録する。

2.8.3.2B 定価と特価の双方があるときは定価を記録する。

2.8.3.2C 非売品か無償であるときは，その旨を記録する。

付録 用語解説

印行年 和古書，漢籍で，その図書が実際に印刷された年をいう。

奥書 和古書，漢籍で，図書または本文の末尾に記された文章をいう。著者，書写者，校合者，所蔵者等が，著述，書写，校合，伝来等の事情について記したもの。

界線 料紙や書写，印字面の上下の境界や行の境を示すために，規則的に引かれる線をいう。

刊行年 和古書，漢籍で，版木の彫刻・校正・印刷が終了し，出版した時点の年をいう。

漢籍 中国人の編著書で，かつ中国文で書かれたもの。狭義には1912年（辛亥革命）以前に刊行されたものをいう。ただし，民国期以降のものであっても，漢籍としての取扱いが適当である場合もある。

完本 完全に揃っている図書。 欠本，零本

匡郭 木版本や活字本などの，版本の各丁の四周を囲む枠線のこと。線の一本のものを単辺，二本のものを双边という。

訓点 漢文を日本文に翻訳する際に原漢文の文字の四周や欄外・紙背に施す，文字や補助記号などの総称。

欠本 巻や冊が欠落していて，揃っていない図書。 完本，零本

後印本 以前使用した，修訂のない版木を用いて，後に印刷した本。 後修本

後修本 版木の一部分を紛失，あるいは摩滅したためなど，何らかの事情からその部分の版木を後から補修した本。写本の場合もいう。 後印本

個別資料 単一の物的対象あるいは複数の物的対象から構成される，著作を物理的に具体化した個々の資料。

識語 和古書，漢籍で，図書についての伝来，入手の経緯，読後の感想等の情報を，その図書に書き加えた文章をいう。所蔵者や読者が記載したもの。

書型 用紙の大きさを基準にした図書の大きさ。

書誌的巻数 著作の成立時，あるいは初期の刊行(製作)時の巻数を，物理的な現況にもとづく巻数と区別する場合にいう。

旋風葉(センプウヨウ) 折本から変化した装丁で，前後の表紙と背の部分を一枚の紙で続け，これで折本の本紙を背から包むようにしたもの。背は糊付けされていないために，表紙を開くと連続した本紙が翻る。

蔵版印 蔵版者であることを証明するために蔵版者が捺す印章。見返しの蔵版者名の下か，奥付，もしくは，封切り紙の継ぎ目や中央などに捺す。 蔵版者

蔵版者 版木の株を所蔵し，出版する権利をもつ者。 蔵版印

版式 版本の版面の様式をいう。漢籍では款式の語を用いる。整版，活字版，拓印の三様式がある。

版心 袋綴じの図書について，紙の中央の折り目に当たる部分。書名，巻数，丁付等が，彫り込まれる。

袋綴じ 二つ折りにした紙を重ね，折り目でない方を糸で綴じた形の装丁。和装本の最も一般的な形である。線装本ともいう。

零本 欠巻・欠冊が多くて，残存部分が少ない図書。端本。 完本，欠本

和古書 日本人の編著書で，かつ日本文で書かれ，日本で出版された和書のうち，主として1868年以前に刊行された図書をいう。ただし，明治期以降のものであっても，和古書としての取扱いが適当な場合もある。